

メタバース空間を活用した埼玉県「逸品」PR 業務
企画提案競技実施要領

1 委託業務名

メタバース空間を活用した埼玉県「逸品」PR 業務

2 委託業務内容

県内にある「逸品」の魅力を、メタバース空間の「バーチャル埼玉」で県外へ発信するためのプロモーションの企画、調整、運営等

*「逸品」: 県内各地の魅力的な「食」・「コト」・「モノ」のこと。

*「バーチャル埼玉」:

<https://virtual-saitama.pref.saitama.lg.jp/>

3 期間

契約締結日から令和8年2月28日

4 予算額

上限 3,750,000 円

* 本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次の(1)～(9)の全てを満たす事業者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者ではないこと。

(3) 埼玉県財務規則(昭和 39 年埼玉県規則第 18 号)第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。

(4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号)に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。

(5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。

(6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続き開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

(7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者ではないこと。

(8) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に

(案)

関する告示(令和6年埼玉県告示第833号)に基づく令和7年度・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」のA、B又はC等級として掲載された者のうち営業品目(小分類)に「催物の企画・運営等関連業務」を含む者であること。

(9)提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和7年	5月	7日	(水)		要領の公開(HPの公開)
令和7年	5月	12日	(月)	17時まで	オンライン説明会参加申込期限
令和7年	5月	13日	(火)		オンライン説明会
令和7年	5月	14日	(水)		質問の受付開始
令和7年	5月	19日	(月)	17時まで	質問の受付期限
令和7年	5月	21日	(火)		質問への回答(HPに掲載)
令和7年	5月	23日	(金)	17時まで	参加申請書の提出期限
令和7年	5月	30日	(金)	17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年	6月		上旬		第1次審査(書面審査)
令和7年	6月		中旬		第2次審査(プレゼンテーション審査)
令和7年	6月		中旬		委託先候補者決定、契約締結

7 説明会

(1)日時

令和7年5月13日(火) 14時から

(2)場所

オンライン開催(Teams ウェビナー)

(3)参加方法

法人名及び説明会出席者名を記載し、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

(申込先)a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(4)申込期間

令和7年5月7日(水)～5月12日(月) 17時

(5)その他

説明会に出席しなくても、当該企画提案競技には参加することができる。

8 質問の受付と回答

(1)質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

なお、電話による質問には原則として応じない。

ア 質問方法

「メタバース空間を活用した埼玉県『逸品』PR 業務に係る企画提案競技に関する質問書」

(案)

(様式第1号)に記入の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

(送信先)a2760-02@pref.saitama.lg.jp

イ 質問受付期間

令和7年5月14日(水)～5月19日(月)17時

(2)質問への回答

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、次のとおり掲示して行う。

ア 回答日時

令和7年5月21日(水)

イ 掲示場所

埼玉県ホームページ

9 企画提案競技参加表明

本企画提案に参加を希望する法人(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、予め参加表明を行うものとする。

(1)参加表明(参加申請書の提出)

「メタバース空間を活用した埼玉県『逸品』PR業務に係る企画提案競技参加申請書」(様式第2号)1部を提出すること。

(2)提出期間

令和7年5月7日(水)～5月23日(金)17時

(3)提出方法

電子メールで、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

(提出先)a2760-02@pref.saitama.lg.jp

*必ずメールの到着確認の電話をすること。

(4)その他

参加表明者に送付する、「バーチャル埼玉」操作マニュアル(一般利用者編)を参照の上、企画提案競技へ参加すること。なお、管理者用マニュアルは、委託契約締結後に受託者へ提供する。

10 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

(1)提出期間

令和7年5月7日(水)～5月30日(金)17時

(2)提出先

「16 問合せ先・各種書類等の提出先」のとおりに

(3)提出書類

別添「メタバース空間を活用した埼玉県『逸品』PR業務仕様書(公募用)」を参照の上、実施要領「11 企画提案書等」に示す書類を提出すること。

(4)提出方法

電子データ(PDF・1ファイル)

*電子メールで、下記電子メールアドレスに送信するものとする。

(提出先)a2760-02@pref.saitama.lg.jp

＊必ずメールの到着確認の電話をすること。

(5)その他

ア 企画提案書等の提出については1提案者につき1提案に限る。(複数提案は不可)

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 参加申請に係る全ての費用(企画提案書の作成などに要する費用等)は参加希望者の負担とする。

11 企画提案書等

提出する書類は以下のとおりとする。様式は任意とするが、レイアウトは横が望ましい。

(1)企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

ア 表紙

- ・ 表題(メタバース空間を活用した埼玉県「逸品」PR 業務企画提案書)
- ・ 応募者の住所、代表者氏名、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

イ 目次

ウ 提案内容等

仕様書の内容を踏まえ、以下について記載すること。

- ・ 基本方針
- ・ 業務実施体制
- ・ 各業務に係るスケジュール
- ・ 目標とする延べユーザー数(県外の方をメインターゲットとすること。)
- ・ 具体的な企画案

次の①～④に係るメタバース空間ならではの創意工夫のある企画案を記載すること。

① トークイベント

- ・ トークイベントに出演する著名人の候補者。
- ・ トークイベントの内容・発信方法・演出。
※トークイベントについては、企画提案用として「野菜、果樹、茶、醤油、酒」のジャンルからいずれか一つを選んで取り上げること。
- ・ 参加者が埼玉県の応援者(県産品の購入、ふるさと納税の寄附、県内への訪問等)となるような仕掛けの内容。
- ・ イベント当日、空間に入った方がイベント会場に向かうための補助の内容。
- ・ その他、空間の演出、参加者の管理方法等。

② スタンプラリー

- ・ バーチャル空間でのスタンプラリーの実施方法。
- ・ その他、空間の演出、参加者の管理方法等。

③ ツアー

- ・ 参加者が回遊するルート。
- ・ 空間に入った参加者がスムーズにツアーに参加できる工夫内容。

(案)

・その他、空間の演出、参加者の管理方法等。

④ 360 度動画

・作成する動画の企画内容。

※360 度動画については、企画提案用として「渡良瀬遊水地の気球体験(加須市)、パラグライダー体験(ときがわ町)、紙漉き体験(東秩父村)、熊谷うちわ祭(熊谷市)、巾着田の曼珠沙華(日高市)」の中から一つ選んで取り上げる。

⑤ その他

・上記①～④の集客等に効果的な広報案を、実施主体と併せて提案すること。
・トークイベント等の運営を妨げる参加者が出現した際の対応方針を示すこと。

- ・ 追加提案がある場合は、その取組内容
- ・ 自社の PR できる事項、過去の実績
- ・ その他必要と思われる事項

(2)見積書

経費を積算した内訳書を添付すること。

＊宛名は「埼玉県知事 大野元裕」宛とし、代表者印の押印は不要。

＊トークイベント、スタンプラリー、ツアー、追加提案取組の経費は明確に区分すること。

＊360 度動画の設置費用を1本あたり 60,000 円(税抜)とし、内訳書に記載すること。

＊トークイベントの出演者、ツアーの案内人に対する報償費を記載すること。

(3)法人の概要が分かるもの(既存のパンフレット等)

(4)実施要領の「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書(様式第 3 号)

12 審査・選定

(1)県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会により、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者とする。

(2)委託先候補者選定にあたっては、第1次審査(書面審査)及び第2次審査(プレゼンテーション審査)を実施し、第1次審査の審査結果に基づいて、第2次審査の対象者を決定する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は、第1次審査は実施しない。

(3)審査の結果、総合点が最も高い者を委託先候補者とする。

(4)総合点が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、委託先候補者を決定する。

(5)審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

13 評価基準

	評価項目	評価内容	配点
1	業務の理解及び業務遂行体制	- 企画提案書の内容が、本県の業務に対する考え方に合致している - 本業務を着実に遂行できる、業務体制、スケジュールとなっている	10
2	目標設定等	- KPI(延べユーザー数)の設定が妥当である(実現可能で意欲的な目標値となっている) - メインターゲットを意識し、効果的な企画となっている	20
3	魅力的な企画内容	- 本県の「逸品」の魅力が参加者に伝わる提案となっている - メタバース空間ならではの創意工夫のある提案となっている - 空間の演出等、参加者が楽しめる工夫がされている - 運営を妨げる参加者が出現した際の対応方針や、参加者が空間に入った際、動線を分かりやすくするなどの対応内容が適切である - 追加提案など、独自のPR事項が魅力的である	50
4	業務実績	当業務を遂行するための十分な知見、ノウハウを有している	10
5	見積書	見積額が適正であり、費用対効果に優れている	10

14 審査日程

(1)第1次審査(書面審査)

令和7年6月上旬に実施する。提出された企画提案書について書面審査を実施し、第2次審査に参加できる者を選定する。審査結果は全ての参加者に通知する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は実施しない。

(2)第2次審査(プレゼンテーション審査)

令和7年6月中旬に実施する。参加者による提案内容の説明は15分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。審査時間等については対象者に別途通知する。

15 契約の相手方の決定方法

(1)県は、委託先候補者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は当該委託先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

(2)委託先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と改めて協議を行う。

(3)企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4)契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 本県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和5年4月1日以後に2回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

(5) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を予定する(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。

16 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出したもの

オ 「11 企画提案書等」に示す提出書類がないもの

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

17 問合せ先・各種書類等の提出先

埼玉県 企画財政部地域政策課 地域振興担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1(本庁舎 2 階南西側)

電話：048-830-2768

電子メール：a2760-02@pref.saitama.lg.jp